

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 八州	東京都江東区木場5-8-40	令和5年7月20日 ～ 令和5年10月19日(3か月)	別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	株式会社八州は、令和5年6月29日に実施した近畿中国森林管理局発注の「PCB含有塗膜調査業務(林道橋)」の一般競争入札において開札の結果、1番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める第三者照査者の確保ができないことを理由に入札を辞退したため。
京都土木 株式会社	京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8-18	令和5年9月6日 ～ 令和5年11月5日(2か月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	京都土木株式会社は、審査基準日令和3年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(京都府及び京都市)が資格審査に用いたため、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となり、令和5年6月27日付けで建設業許可部局(京都府)より、監督処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。